

平成27年4月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第27826号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成27年2月18日

判 決

当事者及び訴訟代理人は別紙1当事者等目録記載のとおり。

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告らは、原告 [] に対し、連帶して、2943万7400円及びこれに対する平成25年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告 [] に対し、連帶して、1302万7800円及びこれに対する平成25年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告らは、原告 [] に対し、連帶して、458万9600円及びこれに対する平成25年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告らが、訴外北條B Cシステム開発株式会社（以下「訴外会社」という。）から、そのような取引はそもそも存在しないのに、「自動売買ソフトを用いて外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）を行えば、月利数十パーセントの利益が出る。」などと虚偽の説明を受けて投資の勧誘をされ、金員を詐取されたとし、訴外会社のためにバーチャルオフィスを準備した被

告井上■ (以下「被告井上」という。), 上記詐欺行為に使用した電話を準備した被告野口■ (以下「被告野口」という。), 同電話を貸与した被告■ (以下「被告■」といふ。) 及びその代表取締役である被告■ (以下「被告■」といふ。) は, いずれも訴外会社の不法行為に加担したものとして共同不法行為責任を負う (被告■については, 会社法429条1項の責任も負う。) と主張し, 被告らに対し, 上記共同不法行為に係る損害賠償請求権に基づき (被告■については, 会社法429条1項に基づく損害賠償を選択的に主張), 合計4705万4800円【原告■ (以下「原告■」といふ。) は2943万7400円, 原告■ (以下「原告■」といふ。) は1302万7800円, 原告■ (以下「原告■」といふ。) は458万9600円】及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実 (争いのない事実, 弁論の全趣旨及び証拠により容易に認められる事実)

- (1) 原告■は, 昭和■年生まれの男性である (甲Bイ12)。
- (2) 原告■は, 昭和■年生まれの男性である (甲Bロ7)。
- (3) 原告■は, 昭和■年生まれの男性である (甲Bハ11)。
- (4) 被告■は, IP電話とインターネット端末のデータ通信を使用したインターネット電話に関するサービス (以下「本件IP電話サービス」という。) を提供する事業を行う会社であり, 被告■は, 被告■の代表取締役である (乙ホ1)。

3 争点及び当事者の主張

- (1) 訴外会社が, 原告らに対し, 自動売買ソフトを用いたFX取引への出資を勧誘し, 金員を拠出させたことについて不法行為が成立するか (争点①)。

(原告■の主張)

訴外会社の従業員である「野村■」(以下「訴外野村」という。)は,

真実は提案するFX取引は架空のものであるのに、原告[]に対し、自動売買ソフトを用いたFX取引に投資すれば確実に利益が出る、月利10パーセントないし50パーセントの利益が出るなどと自動売買ソフトを用いた投資の勧誘し、平成24年11月ころから平成25年4月ころにかけて、別紙2取引経過表記載のとおり、自動売買ソフト「ASKEY」（以下「アスキー」という。）1台、自動売買ソフト「ROGERS」（以下「ロジャース」という。）1台、自動売買ソフト「DIRAC」（以下「ディラク」という。）2台を購入させるとともに、月利50パーセント程度の利益になる「EARTH00」（以下「アース00」という。）を無料で利用できる権利の抽選に当選したとして、投資資金名下に合計2634万円を拠出させた。これは、原告[]に対し、虚偽の事実を申し向けて欺罔し、自動売買ソフト購入名下ないし投資資金名下に金銭を詐取したものであり、訴外野村に不法行為が成立する。

訴外野村は訴外会社の従業員であるから、訴外会社は民法715条1項による使用者責任を負う。また、上記行為は訴外会社の組織ぐるみのものであるから、訴外会社は民法709条の不法行為責任も負う。

（原告[]の主張）

訴外会社の従業員である「竹田[]」（以下「訴外竹田」という。）は、真実は提案するFX取引は架空のものであるのに、原告[]に対し、FX取引の自動売買ソフトは非常に良い運用結果が出ている；月利10パーセントないし20パーセントの利益が出るなどと自動売買ソフトを用いた投資の勧誘をし、平成24年9月ころから平成25年10月ころにかけて、別紙2取引経過表記載のとおり、ディラク1台及びロジャース1台を購入させ、証拠金名下に合計1150万円を拠出させた。これは、原告[]に対し、虚偽の事実を申し向けて欺罔し、自動売買ソフト購入名下ないし証拠金名下に金銭を詐取したものであり、訴外竹田に不法行為が成立する。

訴外竹田は訴外会社の従業員であるから、訴外会社は民法715条1項による使用者責任を負う。また、上記行為は訴外会社の組織ぐるみのものであるから、訴外会社は民法709条の不法行為責任も負う。

(原告 [] の主張)

訴外会社の従業員である「小嶋 [] (以下「訴外小嶋」という。)は、真実は提案するFX取引は架空のものであるのに、原告 [] に対し、低リスクで運用できる、今まで一度もマイナスが出た月がないなどと自動売買ソフトを用いた投資の勧誘をし、平成24年9月ころ、別紙2取引経過表記載のとおり、アスキー1台及びディラク1台を購入させ、証拠金名下に410万円を拠出させた。これは、原告 [] に対し、虚偽の事実を申し向けて欺罔し、自動売買ソフト購入名下ないし証拠金名下に金銭を詐取したものといえ、不法行為が成立する。

訴外小嶋は、訴外会社の従業員であるから、訴外会社は民法715条1項による使用者責任を負う。また、上記行為は訴外会社の組織ぐるみのものであるから、訴外会社は民法709条の不法行為責任も負う。

(被告らの主張)

いずれも不知。

(2) 原告らの被った損害 (争点②)。

(原告 [] の主張)

原告 [] は、別紙2取引経過表記載のとおり、未返還交付金員に相当する2676万7400円の損害を被るとともに、その1割に当たる弁護士費用相当損害金267万円が被告らの不法行為と相当因果関係を有する損害となる。

(原告 [] の主張)

原告 [] は、別紙2取引経過表記載のとおり、未返還交付金員に相当する1184万7800円の損害を被るとともに、その1割に当たる弁護士

費用相当損害金118万円が被告らの不法行為と相当因果関係を有する損害となる。

(原告[]の主張)

原告[]は、別紙2取引経過表記載のとおり、未返還交付金員に相当する417万9600円の損害を被るとともに、その1割に当たる弁護士費用相当損害金41万円が被告らの不法行為と相当因果関係を有する損害となる。

(被告らの主張)

いずれも不知。

(3) 被告井上は訴外会社とともに共同不法行為責任を負うか（争点③）。

(原告らの主張)

訴外会社の従業員であった被告井上は、訴外会社が詐欺行為を行うに際して利用したバーチャルオフィス契約（以下「本件バーチャルオフィス契約」という。）において、総務責任者として指定され、自身の運転免許証、住民票及び電気料金等領収証の写しを本人確認資料として提供している。以上によれば、被告井上は、訴外会社が詐欺行為を行うに当たって、犯罪インフラとしてのバーチャルオフィスを用意することで、同詐欺行為に加担したものであり、共同不法行為責任を負う。

被告井上は、就職活動に際して、運転免許証、住民票及び電気料金等領収証の写しを本人確認資料として複数の会社に提出したとし、それらが悪用されたと主張する。しかしながら、本人確認資料を同時に3つも提出すること自体通常あり得ないことであり、それらが犯罪に利用されることを予見し得るし、予見すべきであったといえる。したがって、被告井上が主張する事実を前提としても、被告井上は少なくとも過失によって訴外会社の不法行為に加担したものといえ、共同不法行為責任が認められる。

(被告井上の主張)

被告井上が、訴外会社の従業員であったこと、バーチャルオフィスを用意したことは否認する。被告井上は、訴外会社とは一切関係がなく、本件とは無関係である。

被告井上は、求職活動のために履歴書や本人確認資料として住民票、公共料金の領収証等を複数の求職活動先に提出していた。仮に、本件バーチャルオフィス契約を締結する際、被告井上の住民票等が提出されていたとしても、それらは、被告井上が提出した住民票等を訴外会社が悪用したものである。また、求職活動に際して、本人確認資料として住民票や公共料金の領収証を提出させることは普通に行われていることであり、それらの提出資料が犯罪に利用されることを予見することはできないというべきである。

(4) 被告野口は、訴外会社とともに共同不法行為責任を負うか（争点④）。

（原告らの主張）

訴外会社は、詐欺行為を行うに当たって、多数の電話回線を利用しているところ、そのうち「03-5843-2132」、「03-6384-5523」、「03-6811-0210」及び「03-5860-4510」は、被告 [REDACTED] から被告野口が貸与を受けたものである。同電話回線契約の「契約書兼用申込書（甲A8の2）」には被告野口が署名押印しており、被告野口の運転免許証の写しも提出されている。したがって、被告野口は、訴外会社が詐欺行為を行うに当たって、犯罪インフラとしての電話回線を用意することで、同詐欺行為に加担したものであり、共同不法行為責任を負う。

また、被告野口は、訴外会社とほぼ同様の詐欺行為を行う会社である株式会社ジャパンテクノロジーシステムズ（以下「訴外ジャパンテクノロジーシステムズ」という。）の代表取締役に就任していることなども考慮すると、被告野口には、提出した運転免許証の写しが悪用されることについて、

故意があったというべきである。

仮に、被告野口が主張する事実によっても、被告野口は闇金に運転免許書等を交付したものであるところ、闇金は単に利息制限法を超える利息を設定しているにとどまらず、種々の違法行為を行っていることは公知の事実であり、そのような者に運転免許証等の写しを交付する際には、それが悪用されることについては予見可能性があるというべく、少なくとも過失によって本件詐欺行為に加担したことは明らかであり、共同不法行為責任を負う。

(被告野口の主張)

被告野口が、訴外会社が利用した電話回線の契約を締結した事実はなく、被告野口は、訴外会社とは全く無関係である。

原告の主張する電話回線の「契約書兼用申込書」の借主欄の筆跡は被告野口のものとは全く異なる上、被告野口の実印が押されているわけでもない。そして、上記電話回線の契約に際し、被告野口の運転免許証の写しと思われるものが本人確認資料として提出されているが、同契約申込者と運転免許証の写真の人物が同一人物であるとの確認がされたことを基礎付ける証拠はない。また、運転免許証の写しを本人確認資料として提出することは社会生活上多々あることであり、それらが流出した可能性も否定できず、被告野口の運転免許証の写しが提出されたことをもって、上記契約の申込者が被告野口であるということはできない。

さらに、被告野口が闇金業者から借り入れをした際などに交付した運転免許証の写しが本件で悪用されたとしても、被告野口にはその予見可能性はなく、その他、被告野口が訴外ジャパンテクノロジーシステムズの代表取締役として登記されている事実等によっても、被告野口に過失があったとの評価根拠事実とはならない。

(5) 被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]は、訴外会社とともに共同不法行為責任等

を負うか（争点⑤）。

（原告らの主張）

訴外会社が詐欺行為に利用していた電話回線のうち、「03-5843-2132」、「03-6811-0210」、「03-6384-5523」、「03-5860-4510」、「03-5860-3000」、「03-5860-3001」、「03-6271-9995」、「03-6271-9996」、「03-5962-0001」及び「03-5962-0002」は、被告■■■■■から被告野口外3名に貸与したものである。

レンタル電話回線が組織的詐欺商法に利用されていることは公知の事実であり、電話回線貸与業者である被告■■■■■及びその代表取締役である被告■■■は、組織的詐欺商法に加担しないよう、電話回線の貸与に際しては高度の本人確認義務を負うというべきである。しかしながら、被告■■■■■及び被告■■■は、上記各電話回線の貸与に際して提出された本人確認資料が偽造であることは容易に判明したにも関わらず本人確認義務を怠って同各電話回線を貸与し、故意又は重過失によって訴外会社の詐欺行為に加担したものであり、共同不法行為責任を負う。

また、被告■■■は、被告■■■の代表取締役として、同社の事業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにあえてこれをせず、違法な業務執行を行ったのであり、職務を行うにつき故意又は重過失があったといえ、会社法429条1項に基づく責任を負う。

（被告■■■■■及び被告■■■の主張）

被告■■■■■が提供する本件IP電話サービスについては、多くの顧客が本来の正常な用途に利用している。したがって、特段の事情により、当該顧客がインターネット電話を用いて詐欺を行うことが具体的に予見できなければ、被告■■■■■は、その結果回避義務を負うことはない。

そして、上記電話回線の利用契約を締結する際、同回線が詐欺に利用さ

れることについての具体的危険の予見可能性は認められず、被告■及び被告■は、その結果回避義務を負わないのであるから、訴外会社の詐欺行為について共同不法行為責任を負わない。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記前提となる事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(1) 事実経過

ア 平成24年8月から同年11月ころにかけて、訴外会社から、原告らに対し、「THE DLEY」と題するパンフレットが郵送されてきた。電子メールで資料が送られてきたりした。同パンフレットでは、「DLEY」について、「世界5ヶ所のデータセンターから最新の経済状況を瞬時に取り入れ、その時の相場の状況に最も適した取引を自動で行います。」「注文から決済までシステムが全自动で行いますので、全くの初心者の方でも安定した取引を提供します。」「英国が生んだシステムトレードに必要な全ての機能をオールインワンで組み込んだ次世代の個人資産運用管理システムです。」と説明するとともに、「STOKES」(以下「ストークス」という。)、アスキー、ディラク及びロジャースの4つのシステムを紹介し、ストークスについては、価格が44万8000円、平成23年の収益率が「93.6%」、アスキーについては、価格が2万9800円、平成23年の収益率が「23.5%」、ディラクについては、価格が4万9800円、平成23年の収益率が「36.8%」、ロジャースについては、価格が29万8000円、平成23年の収益率が「67.9%」などと説明されていた。(甲A2, Bイ12, Bロ7, Bハ11)

イ 訴外会社から原告らに送付された「DLEY」の平成24年2月1日から同年7月31日までの運用成績に関する資料には、アスキーについて、下限の運用資金(52万円)が76万7136円まで、上限の運

用資金（120万円）が177万0317円まで、ディラクについて、下限の運用資金（320万円）が573万4448円まで、上限の運用資金（520万円）が931万8482円まで、ロジャースについて、下限の運用資金（720万円）が1634万3764円まで、上限の運用資金（1200万円）が2723万9612円まで、ストークスについて、下限の運用資金（1600万円）が4842万9749円まで、上限の運用資金（4000万円）が1億2107万4380円までそれぞれ増加したことが、「DLEIY」の同年2月1日から同年8月31日までの運用成績に関する資料には、アスキーについて、下限の運用資金（52万円）が89万3713円まで、上限の運用資金（120万円）が206万2419円まで、ディラクについて、下限の運用資金（320万円）が699万0292円まで、上限の運用資金（520万円）が1135万9229円まで、ロジャースについて、下限の運用資金（720万円）が2095万2705円まで、上限の運用資金（1200万円）が3492万1182円まで、ストークスについて、下限の運用資金（1600万円）が5937万4872円まで、上限の運用資金（4000万円）が1億4843万7189円までそれぞれ増加したことが記載されていた。（甲A3、A4、Bイ12、Bロ7、Bハ11）

ウ 原告[■]は、平成24年8月ころ、訴外竹田から、「送ったDLEIYの運用成績は見ましたか。月利10パーセントないし20パーセントの成績です。」「確実に利益が上がるシステムです。」などと説明され、「DLEIY」を利用した投資の勧誘を受けた。

原告[■]は、訴外竹田の上記説明を信じ、ディラクによる投資を行うこととし、別紙2取引経過表の原告[■]取引1記載のとおり、ディラク購入資金4万9800円を指定の口座に送金するとともに、訴外竹田の指示に従って証券会社[■]（以下「訴外証券会社」という。）

に口座を開設し、上記取引2記載のとおり証拠金名下に400万円を指定口座に送金した。

さらに、原告は、訴外竹田から、複数のシステムで長期間運用するのが得策だと投資の勧誘を受け、上記取引3及び4記載のとおり、ロジャース購入資金及び証拠金名下に合計779万8000円を指定の口座に送金した。

もっとも、原告は、平成25年12月ころ、訴外会社が詐欺を行っているのではないかと不安になり、訴外竹田に対し、取引の停止を申請したが、訴外竹田は、「残ったポジションが決済されないと出金できない。」、「それがいつになるかは教えられない。弊社でも分からぬ。」などと言って、資金の返還を拒絶した。(甲B口1, 2ないし5の各1・2, B口7)

エ 原告は、平成24年8月ころ、訴外小嶋から、「FX未経験の方でも、全く問題なく低リスクでシステム運用できるため、大変ご好評頂いております。」「今まで一度もマイナスが出た月はない。」などと説明され、「DLEIY」を利用した投資の勧誘を受けた。

原告は、訴外小嶋の上記説明を信じ、アスキーによる投資を行うこととし、別紙2取引経過表の原告取引1記載のとおり、アスキー購入資金名下に2万9800円を指定の口座に送金するとともに、訴外証券会社に口座を開設した。

さらに、原告は、訴外小嶋から、送金額に応じたボーナスがもらえるとの説明を聞き、送金額の上限がより高いディラクによる投資に変更することを決め、上記取引2及び3記載のとおり、ディラク購入資金及び証拠金名下に合計414万9800円を指定の口座に送金した。

もっとも、原告は、平成25年3月ころ、急激に運用実績が悪化しているかのような運用実績の表示を見たことから不安を抱くようにな

り、同年4月3日、訴外会社に対し、取引停止及び出金の申請をした。しかしながら、訴外小嶋は、「残ったポジションが決済されないと出金できない。」「それがいつになるかは教えられない。弊社でも分からぬ。」などと言って、資金の返還を拒絶した。(甲Bハ1、4；5の1・2、6の1・2、7、11)

才 原告[■]は、平成24年11月ころ、訴外野村から、「送付したデータは私自身が北條BCからシステムを購入して行った取引です。すごく利益が出ているでしょ。」「北條BCが販売するシステムを購入してもらえば、あなたも同じように確実に利益を出すことができます。」などと説明され、「DLEIY」を利用した投資の勧誘を受けた。

原告[■]は、訴外野村の上記説明を信じ、アスキーによる投資を行うこととし、別紙2取引経過表の原告[■]取引1記載のとおり、アスキー購入資金2万9800円を送金するとともに、訴外証券会社に口座を開設し、上記[■]取引2記載のとおり投資資金名下に100万円を指定口座に送金した。

原告[■]は、平成25年1月ころ、訴外野村から、「ロジャースで運用すればびっくりするぐらい利回りがいい。単利で月20パーセントから30パーセント、複利に直すと月々73.5パーセントの運用益が出ます。」などと投資の勧誘を受けた。訴外野村の上記説明を信じた原告[■]は、ロジャースによる投資を行うこととし、上記[■]取引3記載のとおり、指定口座にロジャース購入資金29万8000円を送金するとともに、新たに訴外証券会社に口座を開設し、同[■]取引4ないし6記載のとおり(ただし、同4の送金日は平成25年1月23日)、投資資金名下に合計1350万円を指定口座に送金した。

原告[■]は、同年2月ころ、訴外野村から、ディラクを購入することを勧められ、上記[■]取引7ないし9記載のとおり、ディラク購入資金

及び投資資金名下に合計 604万9800円を指定口座に送金した。

さらに、原告 [] は、同年3月ころ、訴外野村から、ディラクがほとんど完売となっているなどとして、更にディラクを購入することを勧められ、上記 [] 取引10ないし12記載のとおり、ディラク購入資金及び投資資金名下に合計 388万9800円を指定口座に送金した。

その後、原告 [] は、同年4月初旬ころ、「アース00を無料で利用できる権利に抽選で当選しました。」などと言われ、同システムを用いた投資の勧誘を受けた。訴外野村の説明を信じた原告 [] は、上記 [] 取引13記載のとおり、投資資金名下に 200万円を指定口座に送金した。

原告 [] は、同月15日、不安を感じて訴外証券会社に取引終了の連絡をした。同連絡時点で、訴外証券会社のホームページ上で確認した取引内容は、1000万円以上の利益が出ている状況であったが、取引終了を申し出た後、それまで表示されていなかった取引が付け加えられ、結局 800万円以上の損失が生じている結果となつた。

(甲Bイ1, 2, 4ないし12)。

(2) 本件バーチャルオフィス契約

訴外会社は、平成23年11月9日、訴外サーブコーポ東京株式会社（以下「訴外サーブコーポ」という。）との間で、本件バーチャルオフィス契約を締結し、訴外サーブコーポの所在地を本店所在地とした。訴外会社は、同契約に際して、本人確認資料として、訴外会社の代表取締役である訴外北條 []（以下「訴外北條」という。）の住民票、印鑑登録証明書、住民基本台帳カード等を提出した。

もっとも、訴外サーブコーポは、訴外北條との連絡が十分に取れないことから、訴外会社に対し、訴外北條に代わる責任者を指定するよう求めた。これに対し、訴外会社は、平成24年12月11日、総務責任者として「井

上 [] を指定するとともに、本人確認資料として、原告井上の運転免許証、住民票及び電気料金等領収証の各写しを提出した。

本件バーチャルオフィス契約は、平成25年5月16日に解約された。(甲A6, 7)

(3) 訴外会社が利用した電話回線

ア 訴外会社は、平成24年2月ころから、平成25年4月ころまでの間、「03-5843-2132」、「03-6811-0210」、「03-6384-5523」、「03-5860-4510」、「03-5860-3000」、「03-5860-3001」、「03-6271-9995」、「03-6271-9996」、「03-5962-0001」及び「03-5962-0002」の各IP電話回線（以下「本件各電話回線」という。）を利用していった（甲A6, 8の1~4, 9の1~3, B口1, Bハ1, 弁論の全趣旨）。

イ 本件各電話回線の利用は、いずれも被告 [] が提供していた本件IP電話サービスに基づくものであった。

本件各電話回線のうち、「03-5843-2132」、「03-6811-0210」、「03-6384-5523」及び「03-5860-4510」は、契約日が平成24年10月1日、借主が「[]」となっており、被告野口の運転免許証（有効期限は平成25年8月22日）の写しが本人確認資料として提出されていた。

本件各電話回線のうち「03-5860-3000」及び「03-5860-3001」は、契約日が平成24年2月22日、借主が「東京都杉並区久我山8-9-3-401 寺前康史」となっており、「寺前康史」の運転免許証の写しが本人確認資料として提出されていた。

本件各電話回線のうち「03-6271-9995」及び「03-6

「271-9996」は、契約日が同日、借主が「平田功治」となっており、「平田功治」の運転免許証の写しが本人確認資料として提出されていた。

本件各電話回線のうち「03-5962-0001」及び「03-5962-0002」は、借主が「平井洋治」となっており、「平井洋治」の運転免許証の写しが本人確認資料として提出されていた。

なお、上記「寺前康史」の本人確認資料として提出された運転免許証の写しに記載された住所は実在しない。そして、上記「平田功治」及び「平井洋治」の本人確認資料として提出された各運転免許証の写しについては、前者の誕生日は「昭和55年5月3日」、住所は「東京都練馬区西大泉2-16-2」、交付日は「平成23年5月16日」となっており、後者の誕生日は「昭和55年5月6日」、住所は「東京都練馬区西大泉2-16-3」、交付日は「平成23年5月18日」となっている。また、前者の住所は存在しない。(甲A8の1ないし4、9の1ないし3、乙亦1、顕著な事実)

(4) 被告[]の事業内容等

ア 被告[]は、本件IP電話サービスを提供していた当時、従業員は雇っておらず、被告[]1人で業務を行っていた。多いときには、1日約20件ないし30件、1か月で約500件の契約数となることもあった。

上記サービスの利用契約の申込は、インターネットやファクシミリで行われることが多く、その際、被告[]は、本人確認資料として、運転免許証等の写しの提出を併せて求めていたが、被告[]は、申込書の住所や本人確認資料記載の住所が実在するか確認したり、本人確認資料に不自然な点はないか精査したりはしなかった。

また、被告[]が上記サービスを提供していた当時、被告[]

は、警察から何度か（10回前後）問い合わせを受け、上記利用契約に係る本人確認資料や申込書の開示を求められることがあった。（乙ホ1、被告 [] 本人）

イ なお、携帯電話については、増加する振り込め詐欺対策として、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）が制定され（平成17年4月成立、平成18年4月より施行），契約者が本人確認が厳格化された。その後、レンタル携帯電話の使用やSIMカードの譲渡が振り込め詐欺に利用されるようになると、当該不正利用の防止等を目的として、平成20年6月に携帯電話不正利用防止法が改正された。

他方、IP電話については、事業者に上記携帯電話のような本人確認義務は課されていない。もっとも、平成20年10月、IP電話を利用した振り込め詐欺事件が警察によって摘発された旨を伝える報道がなされ、秋田県警察は、平成23年11月ころには、ホームページ上で匿名性を高める犯罪インフラの1つとしてIP電話を挙げ、平成24年3月ころには、IP電話を利用した振り込め詐欺が増加していることを指摘するブログの書き込みも存在した。一方、同月ころ、身分証等の本人確認資料の提示を求めるないことをうたい文句にしている事業者の存在を指摘する書き込みもあった。（甲A14、22、23の1・2、24の3）

（5）被告野口の運転免許証

被告野口の運転免許証（有効期限平成25年8月22日）には、平成21年11月25日に住所が「東京都[]」から「[]」に、さらに平成24年7月30日には「[]」に変更された旨の記載がある。（乙ニ19）

(6) 就職活動等における本人確認資料の提出

就職活動等に限らず、大学入試に関する情報開示請求、金融機関での口座開設手続、派遣社員登録手続、電話通信契約申込及び職業訓練受講給付金の手続等に際し、本人確認資料として、運転免許証の写しのほか、住民票、保険証の写し、公共料金の領収書等が一般に利用されている。

また、就職活動に際し、複数の本人確認資料の提出が求められる場合もある。(乙ハ2ないし8)

2 争点①（訴外会社の不法行為の成否）について

前記認定事実1(1)のとおり、訴外会社は、原告らに対し、最新の経済状況を瞬時に取り入れ、最適の取引を自動で行うシステムとして、ストークス、アスキー、ディラク及びロジャースを紹介し、「月利10パーセントないし20パーセントの成績です。」、「確実に利益が上がるシステムです。」、「今まで一度もマイナスが出た月はない。」などと説明するとともに、平成23年のストークスの収益率は93.6パーセント、アスキーの収益率は23.5パーセント、ディラクの収益率は36.8パーセント、ロジャースの収益率は67.9パーセントなどと喧伝して同システムの購入を勧誘し、原告らから別紙2取引経過表記載のとおり投資資金等名下に金員を送金させているが、その説明内容は、経済常識に照らしておおよそ想定しがたいものといわざるを得ない。また、訴外会社が、上記システムを使って実際にFX取引等を行ったことを裏付ける証拠もない。そして、訴外会社は、原告らが不安を感じて取引停止及び資金の返還を申請すると、「残ったポジションが決済されないと出金できない。」などと述べ、合理的説明のないまま資金の返還を拒絶するに至っている。

以上の経緯等に照らせば、訴外会社が提供したとされる自動売買システムによるFX取引は存在せず、架空のものであったと推認できる。そうすると、訴外会社は、眞実はその取引は架空で、投資によって利益を得ることはあり

得ないのに、上記システムを用いると確実に利益が出るとの虚偽の事実を告げ、それによって、原告らから購入代金や投資資金等の名目で金員の交付を受け、それらの金員を詐取したものというべきである。したがって、原告らに対し、自動売買ソフトを用いたFX取引への出資を勧誘し、資金を拠出させた訴外会社従業員である訴外野村、訴外竹田及び訴外小嶋の行為については、それぞれ不法行為が成立する。また、訴外会社は、その従業員である訴外野村、訴外竹田及び訴外小嶋が、訴外会社の業務に関し不法行為に及んだのであるから、民法715条1項に基づき使用者責任を負う。

3 争点②（原告らの被った損害）

- (1) 原告■は、訴外会社の上記不法行為により、別紙2取引経過表原告■取引記載のとおり、合計2676万7400円を拠出しており、同金額が損害となる。また、原告■は、本件訴訟提起に際して弁護士に委任することが不可欠であったといえるから、上記金額の1割に当たる267万円を弁護士費用相当損害金として認めるのが相当である。
- (2) 原告■は、訴外会社の上記不法行為により、別紙2取引経過表原告■取引記載のとおり、合計1184万7800円を拠出しており、同金額が損害となる。また、原告■は、本件訴訟提起に際して弁護士に委任することが不可欠であったといえるから、上記金額の1割に当たる118万円を弁護士費用相当損害金として認めるのが相当である。
- (3) 原告■は、訴外会社の上記不法行為により、別紙2取引経過表原告■取引記載のとおり、合計417万9600円を拠出しており、同金額が損害となる。また、原告■は、本件訴訟提起に際して弁護士に委任することが不可欠であったといえるから、上記金額の1割に当たる41万円を弁護士費用相当損害金として認めるのが相当である。

4 争点③（被告井上の共同不法行為の成否）

- (1) 原告らは、被告井上が、運転免許証、住民票及び電気料金等領収証を訴

外会社に提供して、本件バーチャルオフィス契約の締結・維持に協力し、訴外会社の上記不法行為に加担した旨主張する。

(2) たしかに、前記認定事実1(2)のとおり、本件バーチャルオフィス契約締結中の平成24年12月11日、訴外会社は、訴外サーブコープに対し、訴外会社の総務責任者として「井上■」を指定するとともに、本人確認資料として、原告井上の運転免許証の写し、住民票の写し、電気料金等領収証の写しを提出している。そして、運転免許証、住民票及び公共料金の領収証等の書類は、本来、当該本人が保有するものであり、第三者が自由に取得できるものではないことからすると、これらの事実から、被告井上が上記本人確認資料を訴外会社に提供するなどして、訴外会社に加担したことが推認できるかが問題となる。

しかしながら、被告井上は、その本人尋問において訴外会社に加担していない旨供述し、その旨の陳述書（乙ハ1）を提出している。また、前記認定事実1(6)のとおり、上記各書類は、一般に本人確認資料として利用されているものであり、本人以外の第三者が取得することも十分に想定しうる。そして、被告井上は、その本人尋問において、平成20年に失職した後、就職活動のために自己の運転免許証の写し、住民票及び公共料金の領収証等を履歴書と一緒に提出したりしたと述べ、陳述書（乙ハ1）にもその旨記載しているところ、その供述内容には特段不自然な部分も認められない。これらを併せ考えると、本件バーチャルオフィス契約の締結に際して提出された被告井上の運転免許証の写し、住民票の写し、及び電気料金等領収証の写しは、被告井上が就職活動に際して提出したもののが流用された可能性も否定できない。そうすると、被告井上が、上記各書類を自発的に訴外会社に提供するなどして訴外会社に加担したと推認することまではできず、他に、その事実を認めるに足りる証拠はなく、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、仮に、被告が主張するとおり、被告井上が積極的に加担をしていないとしても、被告井上が、第三者に対し、運転免許証の写し、住民票の写し、及び電気料金の領収書をまとめて交付したことは、少なくとも、過失による不法行為であると主張する。しかし、前記認定事実1(6)のとおり、上記各書類は、一般に本人確認資料として利用されているものであり、それらの提出を求められただけで、それらが詐欺行為に悪用されることについて予見可能性があるとはいえないから、その交付をもって、被告井上に過失があるとはいえない。

したがって、被告井上に共同不法行為は成立しない。

5 争点④（被告野口の共同不法行為の成否）

- (1) 原告らは、被告野口が、本件各電話回線のうち「03-5843-2132」、「03-6811-0210」、「03-6384-5523」及び「03-5860-4510」について、被告 [] とIP電話利用契約を締結し、訴外会社の上記不法行為に利用させたのであり、共同不法行為が成立するとし、仮に、被告野口が主張するように、同人が闇金融業者に提供した運転免許証が流用され、上記IP電話利用契約に使用されたとしても、漫然と闇金融業者に運転免許証等を渡すこと自体著しい注意義務違反であり、共同不法行為を免れないと主張する。
- (2) しかしながら、被告 [] と被告野口名義で締結されたIP電話利用契約の平成24年10月1日付け契約書の署名の筆跡と被告野口の筆跡（乙ニ1、2）とは必ずしも類似していないこと、前記認定事実1(5)のとおり、同契約日付当時の被告野口の住所は、「東京都 [] [] 」であり、上記契約書の住所とは異なること、被告野口本人が、同契約書を作成していないし、同契約書の作成を承認していないと供述していること、及びその旨の陳述書（乙ニ2）を提出していることを併せ考慮すると、同契約書に被告野口の運転免許証の写しが添付されている

ことのみから、同契約書が真正に成立したと認めることはできず、他に、被告野口が、上記 I P 電話利用契約を締結し、訴外会社の上記不法行為に利用させたと認めるに足りる証拠はない。

また、被告野口の運転免許証の写しが、上記 I P 電話利用契約締結に使用された経緯は必ずしも明らかではないが、仮に、被告野口が主張するように、闇金融業者から金員を借りるに際して運転免許証等を提出したもののが流用されたとしても、原告が主張するように、闇金融業者に運転免許証等を渡したことで当然に当該運転免許証が詐欺行為に悪用されることを予見することはできず、これをもって被告野口に過失があるということでもきない。

したがって、原告らの上記主張を採用することはできず、被告野口について、共同不法行為は成立しない。

6 爭点⑤（被告 [] 及び被告 [] の共同不法行為等の成否）

(1) 原告らは、レンタル電話回線が詐欺行為に利用されていることは公知の事実であり、被告 [] 及び被告 [] は、本件 I P 電話サービスに係る電話回線が詐欺行為に利用されないように契約者について高度の本人確認義務を負うとした上で、被告 [] 及び被告 [] が本人確認義務を怠って I P 電話回線を訴外会社の詐欺行為に利用させたとして、被告 [] 及び被告 [] については訴外会社との共同不法行為が成立するとともに、被告 [] は会社法 429 条 1 項の責任も負うと主張する。

(2) たしかに、前記認定事実 1(4)イのとおり、携帯電話機については、平成 17 年 4 月には携帯電話不正利用防止法が成立し、平成 20 年 6 月にはその改正がなされるなど、訴外会社の上記不法行為当時、携帯電話機の詐欺行為への利用が社会的に問題となっていたといえる。また、平成 20 年 10 月には、I P 電話が詐欺行為に利用された事件が報道され、平成 23 年 11 月ころには、警察において、I P 電話の詐欺行為への悪用が問題視さ

れていたことがうかがわれる。そして、前記認定事実1(4)アのとおり、被告 [] 及び被告 [] は、警察から何度か問い合わせを受け、本人確認資料等の開示を求められたりしたこと、前記認定事実1(3)イのとおり、本件各電話回線のうち「寺前康史」名義で利用契約書が締結されたものについては、提出された本人確認資料の住所が実在せず、「平田功治」及び「平井洋治」名義で利用契約が締結されたものについては、提出された本人確認資料の住所等が類似していることや実在しない住所の記載があることなどからすれば、被告 [] 及び被告 [] は、少なくとも同各電話回線については、抽象的に何らかの違法行為に利用される可能性があることを認識することも不可能ではなかつたといえる。

しかしながら、前記認定事実1(4)イのとおり、本件各電話回線の利用契約が締結された当時、IP電話については、法律上、携帯電話のような本人確認義務が課されておらず、実際、本人確認資料の提示を求める業者の存在も指摘されており、IP電話を利用した犯罪行為が携帯電話ほど社会問題化してはいない状況であった。また、被告 [] に対して警察や行政機関等から、本人確認等について具体的な指導がなされたことを裏付ける証拠もない。これらを併せ考えると、被告 [] 及び被告 [] に対し、IP電話が犯罪行為に利用されることを認識し得る具体的な事情が認められないとき今まで、一般的な携帯電話機の利用契約締結の際と同等の本人確認義務を課すことは相当ではない。そして、本件各電話回線のうち、「野口 []」名義で利用契約が締結されたものについては、申込書及び本人確認資料に不自然な部分はなく、甲A8、9の各1・2の記載によると「寺前康史」、「平田功治」及び「平井洋治」名義で利用契約が締結されたものについても、その申込書や本人確認資料に一見しただけでは不審な部分は認められないことからすれば、上記の具体的な事情があるとまではいえず、被告 [] 及び被告 [] が、本件各電話回線の利用契約締

結の際、本件各電話回線が何らかの犯罪行為等に利用されることを認識せず、特に、本人確認資料の内容が真実かの調査まではしなくとも、直ちに本人確認義務を怠ったとまではいえない。

よって、被告[]及び被告[]について、訴外会社との共同不法行為は成立せず、被告[]の会社法429条1項の責任も認められない。

7 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第50部

裁判長裁判官 水野有子

裁判官 岡本利彦

裁判官 仲吉統

(別紙1)

当事者等目録

[REDACTED]
原 告

[REDACTED]
原 告

[REDACTED]
原 告

上記原告ら訴訟代理人弁護士

同 同 同 同 同 同

東京都

被 告
同訴訟代理人弁護士

東京都

被 告

東京都

被 告
同代表者代表取締役

[REDACTED]

被 告
被告 [REDACTED] 及び同 [REDACTED] 訴訟代理人弁護士

[REDACTED]
荒 浅 太 佐 五 見 井 井 田 藤 反 次 朗 子 志 賢 章 友 哲 淳 賢 反 次 朗 子 志 賢 章 友

[REDACTED]
井 河 上 合 真

[REDACTED]
野 口

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
米 山 健 也

同訴訟復代理人弁護士 千葉 健太郎

別紙2

取引経過表

原告 取引

	年月日	内容	金額	証拠
1	H24.11.19	アスキー①購入代金	29,800	甲Bイ1
2	H24.12.20	アスキー①への投資資金	1,000,000	甲Bイ1
3	H25.1.17	ロジャース①購入資金	298,000	甲Bイ2
4	H25.1.22	ロジャース①への投資資金	3,500,000	甲Bイ4
5	H25.2.1	ロジャース①への投資資金	3,000,000	甲Bイ4
6	H25.2.8	ロジャース①への投資資金	7,000,000	甲Bイ5
7	H25.2.13	ディラク①購入資金	49,800	甲Bイ6
8	H25.2.19	ディラク①への投資資金	4,000,000	甲Bイ7
9	H25.2.25	ディラク①への投資資金	2,000,000	甲Bイ8
10	H25.3.8	ディラク②購入資金	49,800	甲Bイ9
11	H25.3.14	ディラク②への投資資金	3,000,000	甲Bイ4
12	H25.3.15	ディラク②への投資資金	840,000	甲Bイ10
13	H25.4.9	アースOOへの投資資金	2,000,000	甲Bイ11
		合計	26,767,400	

原告 取引

	年月日	内容	金額	証拠
1	H24.9.11	ディラク①購入資金	49,800	甲B口3の1
2	H24.9.19	証拠金	4,000,000	甲B口4の1・2
3	H24.10.24	ロジャース①購入資金	298,000	甲B口3の2
4	H24.10.31	証拠金	7,500,000	甲B口5の1・2
		合計	11,847,800	

原告 取引

	年月日	内容	金額	証拠
1	H24.9.6	アスキー①購入資金	29,800	甲Bハ5の1・2
2	H24.9.27	ディラク①購入資金	49,800	甲Bハ6の1・2
3	H24.9.27	証拠金	4,100,000	甲Bハ7
		合計	4,179,600	

これは正本である。

平成 27年4月22日

東京地方裁判所民事第10部

裁判所書記官

二木

都千
志

部